

令和7年度 町政懇談会を開催します

町政懇談会は、まちづくり基本条例の理念に基づいて町民の皆様からの意見を聴き、地域の課題や将来像などについて行政と町民が共通理解を図ることにより、町民が主体となったまちづくりを実現すべく、昨年は町内2地区の会場にて開催しました。

今年度も、新たな参加者層の掘り起こし、意見交換の機会が少ない方々との場の創出、特に女性の声を聴く機会の創出という観点で、各自治会や町内会などに参加案内を行い、気軽な雰囲気の中で設定したテーマやまちづくりに関する意見交換などを行うことを目的として開催します。

また、町民の方々も今までどおり自由に参加可能です。多くの方に参加いただき、活発な意見交換を行いたいと考えています。申し込みは不要ですので、ご都合の良い会場にお越しください。

なお、開催日に都合が合わない場合でも、町長との懇談や意見交換を希望する団体（自治会や町内会を含む。5名以上の参加があること）からの開催要望がある場合、別途懇談会を行いますのでお問い合わせください。

日時・場所 11月25日(火) 18時30分～ 追分公民館 2階 中ホール
26日(水) 18時30分～ 早来公民館 会議室2

テーマ（予定） ①子育て、教育 ②人づくり、コミュニティ ③経済、産業、行財政運営
④健康、福祉 ⑤生活環境、生活基盤

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751

戸籍に記載する氏名の振り仮名を確認してください

戸籍法の一部改正により、戸籍の氏名に振り仮名が記載されることになりました。8月末以降、安平町に本籍がある方へ通知書を発送しています。

通知書には、戸籍に記載される予定の振り仮名が記載されていますので、記載されている振り仮名をご確認ください。

通知書に記載されている振り仮名が誤っている場合は「氏の振り仮名の届」「名の振り仮名の届」を提出することで、正しい振り仮名が記載されます。

届け出は、役場戸籍担当窓口、郵送のほか、マイナポータルからも申請ができます。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。



法務省
ホームページ

【詐欺にご注意ください】

法務省や市区町村では、振り仮名の届け出にあたって金銭の支払いを要求することはありません。

また、届け出をしなくても罰則はありません。不審に思ったら、最寄りの警察署または警察相談専用電話「#9110」にご相談ください。

問合せ 税務住民課戸籍グループ ☎ 2940

国勢調査はお済みですか

国勢調査は10月8日までの回答期限となっていますが、回答が確認できない場合は、調査員が調査票の回収に伺います。

まだ回答されていない方は、早めにご記入いただくようお願いします。

問合せ 総務課情報グループ ☎ 2511

